

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山) (DB064V r.7.0)	全般	追増としていた降下火砕物の以下の性質を記載した。 層厚：20cm 粒径：4mm以下 密度：0.7g/cm ³ (乾燥状態), 1.5g/cm ³ (湿潤状態) 荷重：5,970N/m ² (積雪を主荷重, 降下火砕物を従荷重とした場合) 粒径分布	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山) (DB064V-9 r.7.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山) (DB064V r.7.0)	全般	評価対象施設等のうち屋外に設置されている施設として, A1, A2, B1, B2-ディーゼル燃料油貯油槽トレンチを追加した。その伴い同施設に対する評価 (降下火砕物による荷重に対する設計及び構造物への化学的影響(腐食))を追加した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山) (DB064V-9 r.7.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-6	降下火砕物の設計条件の記載について積雪を主荷重, 降下火砕物を従荷重とした場合の記載に修正した。(下線部参照) 旧：なお, 鉛直荷重については, <u>湿潤状態の降下火砕物に, 建築基準法等の関連する規格・基準類の考え方に基づいた泊村における平均的な積雪量を踏まえて設定する。</u> 新：なお, 鉛直荷重については, 設計基準で想定している積雪荷重に, <u>基準降下火砕物堆積量の設定において想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮した層厚で湿潤状態の降下火砕物による荷重を踏まえて設定する。</u>	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-7	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-20 6条(火山)-別添1-47	現時点の想定では以下の手順の記載が不要のため削除した。また, 以降の付番を訂正した。 (7)降灰が確認された場合には, 原子炉補機冷却海水ポンプの振動を監視し, 必要に応じ循環水ポンプを停止する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-26 6(火山)-別添1-54	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	別添資料1目次	以下の項目を削除し、以降の付番を訂正した。 23. 粒径の大きな降下火砕物の原子炉補機冷却海水ポンプへの影響について	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	別添資料1目次	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-3	図1.2.2について、図中に不要な記載(線)があるため削除した。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-6	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-12~27	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:重要度分類指針 正:重要度分類審査指針	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-15~30	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-30	中央制御室空調装置及び安全補機開閉器室装置の系統概略図中の以下の記載を修正する。(下線部参照) 誤:外気取入 正:外気取入口 誤:外気取入ダン 正:外気取入ダンパ	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-33	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-30	以下の図タイトルを追加した。 新: 図4.3-4 中央制御室空調装置及び安全補機開閉器室空調装置の系統概略図	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-33	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-35	追ってとなっていた以下について記載した。 新: 原子炉建屋, 原子炉補助建屋, ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋は, 各建屋の屋根スラブにおける建築基準法の短期許容応力度を許容限界とする。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-42	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-42~44	想定される降下火砕物(層厚, 粒径)について個別評価した結果を表4.6.1-1降下火砕物が影響を与える評価と影響因子の組合せに記載した。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-50~52	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	別添資料1 個別評価全般	想定される降下火砕物による各評価対象施設等の評価内容を記載した。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	別添資料1 個別評価全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-個3-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:海水ストレーナの下流設備の冷却器(細管,伝熱板) 新:海水ストレーナの下流設備の冷却器(伝熱管,伝熱板)	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-個3-2	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-個5-5,6	中央制御室居住環境に関して,外気取入ダンパを閉止した状態での酸素・二酸化炭素濃度の評価について,空気流入がない条件での評価に見直した。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-個5-4,5	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-個10-2,3 6条(火山)-別添1-補5-2~5	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:火山灰 正:降下火砕物	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-個10-2,3 6(火山)-別添1-補5-2~6	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	別添資料1 補足資料全般	降下火砕物の火山ガラス及び鉱物結晶片について北海道主要の火山を参照し記載した。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	別添資料1 補足資料全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	別添資料1 補足資料全般	追っとなっていた以下の補足資料について評価内容を記載した。 補足資料-7 降下火砕物の侵入による潤滑油への影響について 補足資料-10 建屋等の降灰除去について 補足資料-16 泊発電所における気中降下火砕物濃度の算出について 補足資料-17 降下火砕物と積雪荷重との組合せについて 補足資料-19 降下火砕物による摩耗や融解の影響について 補足資料-28 灰置場について	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	別添資料1 補足資料全般	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-補1-7~9	表1 原子力発電所の火山影響評価ガイドと降下火砕物(火山灰)に対する設備影響の評価の整合性について(6/8)~(8/8)を追加した。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-補1-6~8	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-補2-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 桜島の降下火砕物を水で 洗 し、 正: 桜島の降下火砕物を水で 洗 し、	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-補4-4	表1 降下火砕物による化学的影響(腐食)に対する影響対策(2/2)に換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)で評価対象となるディーゼル発電機吸気消音器及び換気空調設備(原子炉建屋給気ガラリ、補助建屋給気ガラリ)を追加した。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-補4-3	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-補13-3~26	他条文との整合のため、表1(降下火砕物に対する重大事故等対処設備の影響評価)を適正化した。	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-補13-3~22	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-補14-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:ろ過水は純水装置及び真空脱気装置を経由し2次系純水タンクに… 正:ろ過水は純水装置を経由し2次系純水タンクに…	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添1-補14-1	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添1-補18-2	図2燃料補給ルートを図中に茶津守衛所及び燃料油貯油槽の位置を追加した。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別1-補18-3	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	—	補足資料-23の粒径の大きな降下火砕物の原子炉補機冷却海水ポンプへの影響については、現時点で想定される降下火砕物では評価不要のため削除した。	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	—	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.7.0)	6条(火山)-別添2-2 6条(火山)-別添2-5	表中から以下の記載を削除した。 ・原子炉補機冷却海水ポンプ振動監視	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.7.0)	6(火山)-別添2-3 6(火山)-別添2-6	同上	